

補助金などのお役立ち情報をお届けします

【飲食】埼玉県感染防止対策協力金(第13期)の早期給付が決定

埼玉県が実施している、まん延防止等重点措置等に基づく協力要請に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」の第13期(7月12日~8月22日分)について、一部の早期給付を実施することが決定しました。

早期給付額は70万円となっており、早期給付を受けた方は必ず埼玉県感染防止対策協力金(第13期)の申請が必要です。審査ののち、売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分(70万円)との差額について追加支給されます。

問合せ先:

埼玉県中小企業等支援相談窓口
0570-000-678

【飲食以外】飲食店の時短営業や、外出自粛の影響を受けた事業者向け支援金

今年4月、5月、6月において、飲食店の休業・時短営業、または外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少しており、国の月次支援金を受給している事業者に対し、「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金」が給付されます。

給付上限額は中小法人で5万円/月、個人事業主で2.5万円/月です。1事業者につき1回限りの申請で、3ヵ月分がまとめて給付されます。

問合せ先:

埼玉県中小企業等支援相談窓口
0570-000-678

※国の月次支援金の詳細については、経済産業省のホームページ等でご確認ください。

【飲食】埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金

国の「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」に申請し、確定通知書を受けた事業者に対し、埼玉県では本補助金の感染防止対策費の事業者負担分に相当する額を補助することが決定しました。補助率は対象経費の1/4、補助限度額は16.6万円です。

問合せ先:

埼玉県産業労働部 経済対策担当
048-830-3702

※国の小規模事業者持続化補助金の詳細については、全国商工会連合会ホームページ等でご確認ください。

ちちぶ創業塾開校!

5日間のカリキュラムで、経営者としての心構えから、マーケティング(売れる仕組みのつくりかた)、事業計画の立て方などを幅広く学習できます。ちちぶ創業塾に5回中4回以上出席すると、特定創業支援事業の「証明書」が発行され、会社設立時の登録免許税が半額に軽減されるなどのメリットがあります。

日程: 9/21, 28, 10/5, 12, 19

対象: これから創業をお考えの方
創業後5年未満の方

問合せ先: 秩父商工会議所
0494-22-4411

若者のU・J・Iターンを応援します!

町では、秩父地域外から横瀬町に転入し、雇用保険適用事業所に正社員として就職した39歳以下の世帯主の方に対し月額2万円又は1万円(12か月間支給)の奨励金を交付しています。

対象者を雇用した町内事業者にも奨励金が支給されます。詳細は横瀬町振興課までお問い合わせください。

